

UNISEC-Academy 1U 超小型衛星システムの基礎とハンズオン体験 (システム技術/1U 衛星特論)受講上の注意

1. 受講当日必要なもの

- ① ノート PC をご準備ください。
 - ウインドウズ 10 を推奨。MAC でも大丈夫ですが、Linux は不可です。
 - USB ポートが必要なので、タブレットは不可。USB ポートは 2 つあれば尚可ですが、1 つしかなくても大丈夫です。(一つもついていない場合あるいは使えない場合は、できることがかなり限られますので、事前にご相談ください)
 - ノートパソコンにソフトウェアのインストールを行う必要があります。そのため、会社の PC などをご利用でソフトウェアのインストールに制限がありましたら、インストールが可能なノートパソコンをご用意ください。
- ② PC の充電用ケーブルもすぐ使えるようにご準備ください。
- ③ 必須ではありませんが、スマホかタブレットも接続しておけると便利です。
- ④ 作業できるスペース(机一つくらいで大丈夫です)をご準備ください。

2. 教材送付および返送

教材は、宅急便で事前にお送りします。お申込みの際の住所と宅急便を受け取る住所が違う場合には、ご連絡ください。また、宅急便業者からの連絡を受けて対応できる電話番号をお知らせください。

9 月 11 日の授業が終了後、9 月 12 日中に同封の着払い伝票をお使いになって、コンビニ等から UNISEC 事務局あてに送り返してください。返送が遅れた場合、レインタルの追加料金が発生することがあります。

返送先: 〒113-0032

東京都文京区弥生 2-3-2 セントラル弥生 2F UNISEC 事務局宛

3. 今回使用する教材について

今回の UNISEC アカデミーのオンライン講義におきましては、国内外で研修実績のある HEPTA-Sat の簡易版である HEPTA-Sat Lite を使用します。

4. HEPTA-Sat トレーニングおよび HEPTA-Sat Lite トレーニングに関する利用規約を遵守してください。(次ページをご覧ください。「HEPTA-Sat トレーニング」および「HEPTA-Sat Lite トレーニング」は、「本講義」と読み替えてください。

HEPTA-Sat トレーニングおよび HEPTA-Sat Lite トレーニングに関する利用規約

第一条(定義)

本契約において、語句の定義は以下の通りとする。

- ① 「当法人」とは HEPTA-Sat トレーニングならびに HEPTA-Sat Lite トレーニング(以下、「本サービス」)の提供者である「特定非営利活動法人 大学宇宙工学コンソーシアム」を指す。
- ② 「利用者」とは当法人から認定を受けて、本サービスを当法人に代わり代行できる者や本サービスのトレーニングを行うに当たり必要な機材や教科書を購入した者や受講者を指す。
- ③ 「本サービス」とは、HEPTA-Sat ならびに HEPTA-Sat Lite を使ったトレーニングを行う際に必要になる製品、サービス、その他すべて、またトレーニング内容そのものを指す。具体的には機材、機材初期動作確認、動作完了作業、保守、機材レンタル、テスト、教材などを指す。

第二条(著作権等)

- ① 本サービスに関する著作権、特許権、商標権、ノウハウ及びその他のすべての知的財産権は当法人へ独占的に帰属するものとする。
- ② 利用者は、当法人の書面による事前の承認を得ることなく、本サービスのトレーニングを行うに当たり必要な機材や教科書を第三者へ賃貸または譲渡できないものとする。
- ③ 利用者は、本製品を改変する事は出来ないものとする。改変に起因して本製品に何らかの障害が生じた場合、当法人は当該損害に関して一切の責任を負わないものとする。

利用者が第二条に違反する行為をした場合には、当法人は対処を行うと共に、直ちに本契約を解除出来るものとする。

第三条(禁止事項)

利用者は、本サービスを使用するにあたり、次の各号に定める行為を行ってはならないものとする。利用者が禁止事項の行為を行った場合、当法人は対処を行うと共に、直ちに本契約を解除出来るものとする。

- ① 法律、命令、処分、その他の規制に違反する行為
- ② 犯罪行為を惹起または助長する行為、その他犯罪行為に結びつく行為
- ③ 第三者が有する著作権、商標権、肖像権、プライバシー、その他の権利・利益を侵害する行為
- ④ 虚偽情報、事実誤認を生じさせる情報等を掲載・配信する行為
- ⑤ その他公序良俗に反する行為

⑥ 前各号の他、方法のいかんを問わず当法人の運営を妨害する行為

第四条（協議事項）

この契約に定めない事項または契約の解釈に疑義が生じた場合には、当法人と利用者間で誠意をもって協議し決定するものとする。

第五条（管轄裁判所）

本契約に違反したとき等、本利用事項に関し万一訴訟を提起する場合は、当法人の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

第六条（反社会的勢力の排除）

1. 当法人、ならびに利用者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

(1)自ら及び自らの役員（取締役、執行役員又はこれらに準ずるものをいう。）が反社会的勢力（(i) 暴力団等（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準じる者、(ii) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有する者、(iii) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、(iv) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用したと認められる関係を有する者、(v) 暴力団等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、(vi) その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有する者、又は (vii) 自ら又は第三者を利用して、(a) 暴力的な要求行為、(b) 法的責任を超えた不当な要求行為、(c) 取引に関して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる行為、(d) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方及びその関連会社の信用を毀損し、若しくは相手方及びその関連会社の業務を妨害する行為、(e) その他これらに準ずる行為、のいずれかに該当する行為を行う者、又は (viii) 暴力団等と取引を行う者）ではないこと。

(2)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。

(3)自ら又は第三者をして、次の行為をしないこと。

① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2. 当法人と利用者は、次のいずれかに該当した場合には、直ちに本契約を解除出来るものとする。

(1) 前項第1号の確約に反することが判明した場合

(2) 前項第2号の確約に反し本契約を締結したことが判明した場合

(3) 前項第3号の確約に反する行為をした場合



第七条（譲渡禁止）

当法人と利用者は、本契約上の地位並びに本契約から生じた権利及び義務を相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡しないものとする。

第八条（契約内容の変更）

本契約の修正・変更は、当法人と利用者間の書面による合意がない限り効力を生じない。

第九条（協議）

本契約に定めのない事項、又は本契約について当法人と利用者間で解釈を異にした事項については双方誠意をもって友好的に協議の上解決する。

第十条(合意)

本規約に同意したものを利用者とする。同意しないものは本サービス、ならびにサービスのトレーニングを行うに当たり必要な機材や教科書を購入、また当法人の認定トレーナーとして活動できないものとする。